第 1 章 総則

（目的）

第 1 条　ハナテンオートオークション規定（以下「本規定」という。）は、古物営業法等及び監督諸官庁並びに業界指導団体等の施策と指導の基に、株式会社ハナテン（以下「甲」という。）が 原則毎週木曜日 10 時より開催するオートオークション（以下「ハナテン AA」という。）の運営基本と甲の所定の手続きを経てハナテン AA への参加を甲に認められた者（以下「会員」という。）の遵守義務を定めたものである。

（定義）

第 2 条

1　本規定において「出品店」とは、ハナテン AA に車両を出品した会員をいい、「出品車両」とは、出品店により出品された車両をいう。

2　本規定において「成約車両」とは、出品店が出品し落札された車両をいう。

3　本規定において「落札店」とは、出品車両を落札した会員をいい、「落札車両」とは、落札店により落札された車両をいう。

4　本規定において「応札」とは、ハナテン AA に出品された車両に対し、会員が、甲の定める手続きにより行う、希望価格において落札を希望する旨の意思表示をいう。

5　本規定において「セリ」とは、オークションのことをいう。

6　本規定において「流札」とは、セリにおいて落札されなかった場合をいい、「流札車両」とは、そのような車両をいう。

7　本規定において「譲渡書類」とは、落札車両の自動車検査証の名義変更に必要な書類一切のことをいう。

8　本規定において「オークション等取引」とは、ハナテン AA における出品応札等すべての取引行為のことをいう。

9　本規定において「キャンセル」とは、オークション等取引の解除のことをいう。

10 本規定において「ディーラー会員」とは、自動車メーカーまたは、その販売子会社等と特約店契約を結んだ販売業者（新車登録時の保証を継承することが出来る）のことをいう。

（出品及び落札の権利）

第 3 条

1　会員は、ハナテン AA に車両を出品し、売却することができる。

2　会員は、他の会員がハナテン AA に出品した車両を落札することができる。

（義務）

第 4 条　オークション等取引は、コンピューターシステムにより処理され、甲はこのシステムに基づき、オークション取引の結果等を判断し、会員はその判断に従う。

（権利の帰属）

第 5 条

1　甲が会員に対し、ハナテン AA において提供する車両情報その他のオークション情報（以下「オークション情報」という。）に関する著作権は、甲に帰属する。オークション情報が会員から提供されたものであっても同様とする。

2　会員は、前項のオークション情報をハナテン AA に参加する目的でのみ使用するものとし、これ以外の目的では使用しないものとする。

（消費税）

第 6 条　消費税の取扱いは、別途定めのない限り次のとおりとする。

①　会員は、甲に対して各種金員を支払うにあたり、第 2 章第 5 条に基づく保証金の納付の場合を除き、法律で定められた消費税を附して支払うものとする。

② セリ価格表示盤に表示される車両価格には消費税は含まない。

③ 各種金員を記載した計算書（以下「計算書」という。）には消費税価格を明記する。

④ 福祉車両の消費税の取扱いについて以下のとおりとする。

トヨタウェルキャブシリーズ･ニッサンアンシャンテシリーズ等の福祉目的車両については、身体障害者の使用もしくは、輸送目的に製造された車両であり、厚生労働省が指定する改造内容で装置が正常に作動するものであれば、販売･譲渡･貸渡しに限らず、消費税は非課税とする。

但し、中古車の場合、上記目的に製造された車両であっても、甲は、落札した会員より一律消費税を預かり、落札車両を出品した会員-支払う。なお、落札した会員において、落札したオークション等取引当日を含め 15 日までに「非課税対象車両」との申告が甲にあれば、落札車両を出品した出品店は消費税を落札した会員に返還するものとする。

（本規定の改定）

第 7 条

1　甲は、FAX、出品車リスト、ハナテン AA ホームページへの掲載、ハナテン AA 会場内での掲示による告知のうち、いずれかの方法で、本規定の内容を変更することができる。

2　甲が、前項の規定に基づき、ハナテン AA ホームページまたは会場内での掲示による方法による告知を行う場合、掲載期間及び掲示期間は 1 ケ月とする。

3　会員は、本規定及び第 1 項に定める方法により変更または追加された規定に従わなければならない。

4　会員は、第 1 項のハナテン AA の会場内の掲示及びハナテン AA ホームページの掲載内容を常時確認しなければならない。

（会員情報の取扱い）

第 8 条

1 甲は、ハナテン AA の運営目的を円滑に達成するため、会員の情報及び会員会社の取締役または従業員等の個人情報（以下「会員情報等」という。）について、業務委託先及び業務提携先等に提供することができるものとし、会員は、これを承諾し、会員会社の取締役及び従業員から予め同意を得て

会員情報等を甲に提供するものとする。

2 甲は、前項の場合のほか、個人情報保護法等の法令に基づき第三者に対して会員情報等を開示できる。

3 会員情報等の取扱いについては、本規定に定めるもののほか、甲が別途定める個人情報保護方針に従って取扱うものとする。

（免責）

第 9 条　甲は、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。①乃至③の損害は甲の責めに帰すべき事由による損害も含む。

① ホストコンピュータ、これに付随する全てのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害

② 通信機器または通信回線等の機器のトラブ/レ等による送信データの変化、または消滅による損害

③ システムまたは指定機器に起因する事故による損害

④ 会員の操作ミス等会員の責めの帰すべき事由により発生する損害

⑤ ハナテン AA 会場内において甲が保管している会員の所有または使用に係る車両について、甲の責めに帰すべき事由に基づかない事由により発生した損害

⑥ 天変地異、落雷、火災、地震、台風、水害、雹害、異常電流その他の不可抗力に起因する損害

（遅延損害金）

第 10 条　会員が甲に対する債務の支払を怠った場合、会員は、甲の請求に対し、元本のほか、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

（合意管轄）

第 11 条　会員と甲との間に紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所のみを管轄裁判所とする。

第 2 章 入会手続

（参加資格及び入会の申込み）

第 1 条

1　会員となろうとする者は、次の各号の要件を充たしていることを証明した上で、甲に対し、書面により、ハナテン AA の会員となることを申し込まなければならない。

① 行商の項目につき「行商する」との記載がされている所轄公安委員会発行の古物自動車取扱古物許可証の所有者であること

② ①に定める記載のある古物自動車取扱古物許可証取得後、1 年以上経過していること

③ 常設の事業所を持ち、営業を行っていること

④ 甲の認めた実績のある会員の紹介があること

⑤ 甲が入会時に要請する必要書類を提出したこと

2　前項の申込みをした者のうち、甲においてハナテン AA-の参加を認めたもののみが、会員として、甲が主催するハナテン AA に参加することができる。

（参加資格の喪失等）

第 2 条　前条によって会員になっている場合でも、甲は、会員が次の各号の一つに該当したときは、参加資格を喪失させ、または、オークション等取引を制限することができる。

① 甲の要請する書類を提出しないとき

② 本規定に従わなかったとき

（会員となることを認められた者の行うべき手続及び登録証の交付）

第 3 条

1　本章第 1 条第 2 項により会員と認められた者は、次の各号に定める全ての手続を甲が指定した日までに完了しなければならない。

① 入会金の支払い

② 保証金の預託

③ ID カードの作成手続

2　本章第 1 条第 2 項により会員と認められた者は、前項に定める全ての手続を完了した場合には、甲からセリで使用する登録証（以下「ポスカード」という。）の貸与を受けることができる。

（入会金）

第 4 条

1　前条第 1 項第 1 号に定める入会金の額は、一律 5 万円とする。

2　入会金は、いかなる事由がある場合であっても返還しない。

（保証金）

第 5 条

1　本章第 3 条第 1 項第 2 号に定める保証金の額は、一律 10 万円とする。保証金について利息は付さない。

2　保証金は会員が甲に対して負担する債務を担保するものとする。

3　保証金の金額が債務の充当に不足すると見込まれる場合等、甲が必要と認める場合は、甲は、会員に対して保証金の増額を求めることができ、会員はこれに従うものとする。

4　保証金は、会員が会員資格を喪失した後に、会員が甲に対して支払うべき債務額を差し引いた上で払戻しを行う。

5　会員が第 8 章第 2 条第 1 項第 5 号に定める除名処分を受けた際、保証金は返金しない。

（登録情報に変更が生じた場合の会員の申告義務等）

第 6 条

1　会員は、本章第 1 条に定める入会申込み時に申請した登録事項に変更があった場合は、直ちに甲に所定の変更届にて報告しなければならない。

2　会員が前項の義務を履行しない間、甲は、会員に対し、ハナテン AA への参加資格を制限することができる。

第 3 章 オークション参加手続等

（オークション参加の際の携行品）

第 1 条　会員は、オークションに参加する際には、第 2 章第 3 条の定めにより作成された ID カード及び交付を受けたポスカードを、常時携行するものとする。

（オークション当日の参加手続）

第 2 条

1　会員は、オークション当日、ハナテン AA にてポスカードを登録することによりオークション等取引に参加することができる。

2　会員がオークション等取引当日にポスカードを持参しなかった場合、会員は、甲が別途定める所定の手続を経て、臨時ポスカードの貸出しを受けることができる。

（ポスカードの紛失、破損）

第 3 条

1　会員は、自己の責任において、ポスカードを管理する。

2　会員は、ポスカードを紛失、破損した場合または盗難にあった場合等（以下「紛失等」という。）には、速やかに甲に申告しなければならない。

3　前項の場合において、会員からの紛失等の申告がない間に、会員のポスカードが第三者によってオークション等取引に利用されたときは、会員は、当該オークション等取引の結果について責任を負うものとし、甲は一切の責任を負わない。

4　会員は、ポスカードの紛失等の場合には、カードの再発行を受けなければならない。この場合、会員は、甲に対して、カード再発行手数料として、5 千円を支払う。

（出品･落札結果の判断）

第 4 条

1　オークション等取引は、コンピューターシステムで処理され、甲は、当該コンピューターシステムに基づいてオークション等取引の結果を判断するものとし、会員は、このシステムにより甲が判断したオークション等取引の結果に従うものとする。

2　コンピューター及び設備等の事故（コンピューターウイルス･バグ等を含む。）により甲においてハナテン AA の運営ができなくなった時は、会員は、甲の裁定に従うものとする。

（与信枠による参加制限）

第 5 条

1　甲は、会員の落札合計金額が、甲において各会員に対して独自に設定した金額（以下「与信枠」という。）を超えた場合及び超えると甲において予想した場合には、会員の出品、落札、落札上限金額及び落札車両の持ち出しを制限することができる。

2　与信枠については、甲が、入会時の資料及び取引状況等に基づき独自に設定する。

3　会員は、自己の与信枠の設定に不服のある場合には、甲に対し、与信枠の変更を申し出ることができる。

4　甲は、会員より前項の申出を受けた場合には、与信枠の変更の可否について検討の上、当該申出より 1 カ月以内に、当該会員に対し決定内容を伝えるものとし、会員はこの決定に従わなければならない。

5　甲が本条第 1 項に基づき会員に対し落札車両の持ち出しを制限した場合、当該会員は、ハナテン AA において当該会員が同一オークション等取引において落札した全ての車両分の落札代金の入金を確認するまで、落札車両を搬出することはできない。但し、当該会員が同一開催日において複数の車両を落札しそれにより当該会員の落札合計金額が与信枠を超えた場合には、会員は、落札の順序にかかわらず、与信枠を超えない範囲で、落札車両を搬出することができる。

6　甲が本条第 1 項に基づき会員に対し落札車両の持ち出しを制限した場合においても、クレームの受付期限は第 10 章第 3 条に定めるとおりとし、受付期限の猶予は行わない。

7　甲が本条第 1 項に基づき会員に対し落札車両の持ち出しを制限した場合において、甲において落札代金の入金が確認できないままに第 4 章第 12 条の期限を経過した場合には、当該車両については同条に定めるとおり再出品がなされたものとする。

（支払遅延による参加制限）

第 6 条　会員は、落札車両の代金等の支払を遅延している間、ハナテン AA において出品車両を落札する権利を有しない。この場合、会員は、落札資格を復権するためには、甲に対して、未払の落札車両代金等の残額に加え、甲の請求に対して、第 1 章第 10 条の遅延損害金を支払わなければならない。

第 4 章 出品手続等

（出品の権利及び条件）

第 1 条

1　会員は、以下の各号に定める条件を充たした車両に限り、ハナテン AA において車両を出品することができる。

①　本章第 3 条の出品制限車両に該当しないこと

②　譲渡書類が完備されていること

③　甲の検査員による検査を受けていること

④　燃料漏れ、オイル漏れ等の危険の無いこと

⑤　出品店が、簡単に車外へ持ち出すことが可能な附属品（取扱説明書、保証書、キーレス、ナビロム及びリモコン等）を出品申込書（以下「出品票」という。）に記載した場合で、出品店で保管し、落札後は出品店においてそれらの附属品を速やかにハナテン AA に提出する車両として出品を希望する場合には、出品店が自己の責任と費用において、それらの附属品を速やかにハナテン AA に提出できること

⑥　出品店が、車両の部品（タイヤ、ホイール及びマフラー等）を出品票に記載した場合で、後日当該部品を引渡す車両として出品を希望する場合には、出品店が自己の責任と費用において、落札店に対し、速やかにそれらの部品を直送することができること

⑦ 出品車両内に本章第 4 条第 1 項に定める必要事項を記載した出品票が備え付けられていること

⑧ 制限のない所有権移転が可能であること

⑨ 検査付車両である場合には、自動車損害賠償責任保険に加入していること

⑩ 検査付車両の場合は、ナンバープレートが車両に封印されていること（軽自動車を除く。）

2　前項の定めにかかわらず、甲は、ハナテン AA の運営を円滑に行う必要がある場合、前項に定める条件を充たす車両であっても、その出品を制限することができる。

（出品店の義務）

第 2 条　出品店は、以下の各号に定める義務を厳守しなければならない。

①　出品車両の検査を行い、その使用、品質、不具合、検品及び車両の現状について正確に把握すること

②　出品票に前号の検査結果に基づき、その車名、年式、形状、グレード及び装備等本章第 4 条第 1 項に定める事項を正確に記載し、虚偽の文言及び誤解を招く文言を記載しないこと

③　自動車検査証の有効期限が切れている車両を出品する場合には、出品に際し、抹消登録をして出品すること

④　出品車両にガス欠が生じないようにすること（なお、ガス欠が生じた場合、甲は、出品店に対して、1 千円を徴収することができる。）

⑤　自動車損害賠償責任保険の使周の本拠が沖縄県や離島である等の理由により、保険料に差額が生じる場合は、差額を出品店で負担すること

⑥　オークション開催日の翌々月末までに検査期間が満了する車両として落札された車両につき、落札店が落札当日の全セリ終了時から１時間以内に抹消登録を希望した場合、出品店は、当該車両の抹消登録をしなければならないこと

（出品制限車両）

第３条

１ 本章第１条第１項〔己の出品制限車両とは、次のいずれか一つに該当する車両を指す。

①　盗難車両、差押え車両、抵当権付き車両、解体車両及び車体番号が打刻されている箇所に切開跡、修正跡のある等車体番号の改ざんが窺われる車両

②　車体番号の確認出来ない車両

③　未登録の国産車両及び外車（但し、外車の予備検査付き車両で翌月末まで期限のあるものは出品できる。）

④　検査付出品車両で、検査満了日の翌日までの自動車損害賠償責任保険証明書の添付がされていない車両

⑤　事故後未修理の車両または事故後修理されていても甲において事故により車両機能が低下したと認める車両、エンジン不動車及びミッション不動車等（以下これらを総称して「現状車」という。）。

但し、甲が下記の各号に該当すると認めた車両は除く。なお、現状車の出品が認められる場合に は、検査規定に定める評価点は「現」とする。

イ 外装の損傷のみに問題があり、かつ、その程度が軽微であると認めた車両

ロ 牽引するに支障の無い車両

ハ その他出品可能と認めた現状車

⑥　名義人死亡、名義人破産、法人解散後清算を結了している場合等、第三者の協力を得なければ完全な名義変更を行うことが難しい車両

⑦　事業用ナンバー（緑ナンバー･黒ナンバー）車両。但し、既に事業用の抹消登録がされている場合は除く。

⑧　その他、甲において出品を制限された車両

（出品票の記入方法）

第４条

１　出品店は、以下の各号に定める事項を遵守の上、出品票を記載しなければならない。

①　年式欄には、自動車検査証の初年度登録年を記入する。普通車再登録（元来軽自動車であるにもかかわらず、軽自動車として登録することができない場合をいう。）を要する場合はその旨を記入する。

②　ドア（枚数)、形状、ハッチバック、セダン、ワゴン及びバン等車体形状を記入する。

③　グレード、正規のグレード並びにオプション等を含むパッケージ車両、記念車両及び限定車両である場合はその旨を記入する。

④　東壁は、レンタアップ及び事業用ナンバー（緑ナンバー･黒ナンバー）は記入する（なお、リース車は自家用車扱いとする。）

⑤　特殊用途（キャンピング･放送宣伝車･教習車等）の場合は、その旨を出品店記入欄･記入する。
⑥　型式、排気量は自動車検査証の型式及び排気量を記入する。
⑦　車検は、自動車検査証の有効期間の満了する月を記入する。有効期限の満了する目がセリ開催日の前日以前の場合は記入しない。
⑧　走行は、オドメーター（積算計）の数字を記入する。（原則として車両のメーターの記載に基づくものとするが、10 万単位の表示のない車両（軽自動車等）で、10 万 km 以上走行している車両はその実走行距離を記入する。）走行距離が不明であるか改ざんされている車両の場合は、走行距離の前に甲所定のマーク（不明の場合は#･改ざんの場合は*）を記載する。また、メーターを交換した車両は、距離の前に所定のマーク（＄）を記入した上、出品店記入欄に交換実施日、交換時走行距離及び交換物軒を記入する。走行距離の単位は、国産車及び外車の正規ディーラー車については km で申告し、マイル表示のみの場合は、マイル申告とする。単位指定のないものは、甲において km 申告とみなす。
⑨　外装色は、通称の色を記入する。色香車の場合はその旨（従前一色であった車両をツートンカラーにした場合及びツートンカラーであった車両を一色にした場合も色替えに該当するが、フロント･リアバンパー、プロテクターモールの塗装については色替えとはみなさない。）を記入する。
⑩　カラーNo は、所定の物を記入する。
⑪　車体番号は、自動車検査証の車体番号及びハイフン以下数字を記入する。
⑫　年式とモデルが違う場合は、その旨を記入する。
⑬　外車及び逆輸入車両の場合は、ディーラー車･並行車の区別及び左または右のハンドル位置を記入する。
⑭　乗車定員は、自動車検査証の乗車定員を記入する。
⑮　自動車検査証記載の乗車定員が新車登録時の乗車定員から変更されている場合はその旨を記入する。
⑯　セールスポイント及び注意事項等の出品店記入は、誠意をもって正確かつ明確に記入し、虚偽の文言及び誤解を招く文言を記入しない。なお、記入事項で不具合が発生した場合クレーム対象となる。
⑰　会員番号、会員名、スタート価格及び希望価格を記入する。
⑱　希望出品ブロックに〇印を記入する。
⑲　名義変更に関する書類期限の制限がある場合は、所定の欄に明確に記入する。
⑳　標準装備の部品が、欠品または不良であれば、その旨を記入する。
㉑　レスオプションの場合は、レス対象の部品を記入する。
㉒　軽自動車等で名義変更中等ナンバープレートが後日渡しの場合は、その旨を記入する。
㉓　福祉車両は、その旨を記入する（ウェルキャブ、アンシャンテ等はその旨に該当とする。）
㉔　コーションプレートのない車両は、その旨を記入する。
㉕　8 ナンバー登録車は、登録内容（キャンピング･放送宣伝車等）を記入する。
㉖　改造がなされている車両については、その旨を記入する。
㉗　ホワイトボディ乗せ替え等の場合は、その旨を記入する。
㉘　純正以外の部品名及び各種特別仕様である場合は、その旨を記入する（但し、仕様に関しては、メーカーが定める仕様であり、かつ、当該仕様に係る部品が全てメーカー純正のものである場合に限り、記入することができる。）。

㉙　検査員記入欄には、記入しない。

2　保証書とは以下の各号の条件を充たすものでなければならない。

①　新車ディーラーが発行しているものであること

②　保証期間残存中であれば当該車両を取得した第三者-と保証が継承できるもの

③　どの車両に対して発行されたものであるかが明らかであること

④　保証書欄が欠落していないこと（但し、新車時に発行されている既に期限の切れた保証書については、当該車両の保証書であることが判明できれば、この限りではない。）

⑤ 保証書の有効期限が残存していること（但し、新車時に発行されている既に期限の切れた保証書については、当該車両の保証書であることが判明できれば、この限りではない。）

3　甲において出品票の代筆が行われた場合に出品票の必要事項の記載ミスや記入漏れにより出品店が何らかの損害を受けた場合であっても、出品店は、当該損害につき、甲及び第三者に損害賠償等の請求をすることはできない。

（出品内容の変更、訂正）

第 5 条

1　出品要の記載内容が実際の車両と異なっている場合、出品店は、速やかに甲-訂正の申告をしなければならない。

2　前項の申告は、遅くとも、セリ開始の 2 時間前までに甲に対して行わなければならない。

3　本章本条第 1 項に定める申告を行った出品店は、セリ開始の 1 時間前までに、甲に対し、訂正の申告が反映されているか否かを確課しなければならない。当該会員がこの義務を怠った場合、それに基づいて当該会員及び他の会員に損害が生じたとしても、甲は責任を負わないものとする。

4　本章本条第 1 項の申告について「不明」「？」への訂正はできない。走行距離については、「不明」「改ざん」の訂正はできない。

5　セリ時において、出品票記載内容が実際の車両と異なっていた場合または、訂正が必要な場合であるにもかかわらず、出品店において正しい訂正内容が分からない場合には、出品店は速やかに出品を取り消ししなければならない。

6　出品店は、出品票記載内容が実際の車両と異なっていた場合には、第 10 章のクレームの規定に従う。

（部品後日渡し車両の取扱い）

第 6 条

1　出品店は、出品の際、簡単に車外-持ち出すことが可能な附属品（取扱説明書、保証書、キーレス、ナビロム及びリモコン等）を出品票に記載した場合は、出品店で保管し、落札後は速やかにハナテン AA に送付する。

2　出品店は、前項以外の車両の部品（タイヤ、ホイール及びマフラー等）についても、出品票に記載した場合は、落札後、速やかに落札店にこれらの部品を渡すものとして車両を出品することができる。

3　出品票に「ノーマル部品有り」等の記載がなされている場合は、前項のとおり扱う。

4　本章本条第 1 項、第 2 項、前項の場合、送料は全て出品店の負担とする。

（出品番号）

第 7 条　出品車両には、ハナテン AA において、出品番号を定めるものとし、出品店において、出品番号を選択及び希望することはできない（甲において別途定める「セリ順位及びコーナー案内」によるものとする。）。

（搬入手続）

第 8 条

1　出品店は、以下の各号に定める手順により、出品車両の搬入手続を行う。出品車両以外の車両の搬入は、甲の許可のない限り行えない。

① 出品要をダッシュボードの上または助手席の上に置く。

② 甲所定の搬入時間内に会場-車両を搬入する。

③ 甲所定の出品車両置場に係員の指示に従って車両を整然と並べる。

2　出品店において、前項①の出品票を出品車両内に設置することができない場合には、事前に甲まで連絡の上、出品車両であると確認出来る所定の用紙を置くものとする。

（搬出手続）

第 9 条

1　出品店及び落札店は、以下の各号に定める手順により、車両の搬出手続を行う。出品車両及び落札車両以外の車両の搬出は、甲の許可のない限り行えない。

①　車両の出品番号札と車両が一致することを確認する。

②　出庫票に引取者名（出品店または落札店）を記入してから、出庫票と出品番号札を一緒にしてハナテン AA の会場係員に渡して、出庫の許可を得る。

③　出庫の際、ハナテン AA の会場係員の指示があれば、ID カード及び免許証等の身分証明書を提示しなければならない。

2　甲において、出品店、落札店または第三者に対して、出品車両または落札車両の陸送を手配することはない。

3　車両搬出後に出品車両または落札車両において、当該車両が盗難された場合及び出品票に記載のない損傷が発見された場合、甲は、当該盗難や当該損傷につき、責任を負わない。

（再出品等の場合における変更の申請）

第 10 条　流札車両が再出品される場合または前回のハナテン AA での落札車両が落札店によって次回のハナテン AA に出品される場合で、コーナー変更や金額変更を希望する場合は、甲に対し、前回オークション開催日後初めて到来する土曜日の午後 5 時までに変更の申請を行う。

（オークション手数料）

第 11 条

1　出品手数料、落札手数料及び成約手数料は、甲において別途定める「セリ順位及びコーナー案内」によるものとする。

2　出品手数料、落札手数料及び成約手数料については、事由の如何を問わず返還しないものとする。

但し、キャンセルがなされた場合は、この限りではない。

3　前項但書の場合、キャンセルをした会員は甲に対し、本規定で定められたキャンセル料及び違約金を支払わなければならない。

4　出品店は、甲に対して、1 万円の手数料を支払うことにより、抹消登録の手続の代行を委託することができる。

（流札車両の再出品）

第 12 条

1　出品した車両について落札されなかった場合は、出品店は当該オークション開催日後最初に到来する土曜日の午後 5 時までに出品車両を引き取る義務を負う。

2　出品店において前項の義務を果たさない場合、甲は当該車両につき再出品がなされたものとして取扱う。

3　前項の場合、出品店は、再度出品手数料を支払わなければならない。

4　本章本条第 2 項に基づき再出品となった場合、前回のハナテン AA においてなされた調整価格の設定は無効となる。出品店は、ハナテン AA 当日までに、再度、調整価格につき、甲に申告しなければならない。

（落札車両の再出品）

第 13 条

1　落札店において落札車両をオークション開催日後最初に到来する土曜日の午後 5 時までに引き取らない場合、甲は、当該車両につき前条に準じ再出品がなされたものとして処理する。但し、甲が運営する「ワンプライスシステム」において落札された場合はその限りではない。

2　前項本文により再出品として処理された場合、落札店は、甲に対し、出品手数料を支払わなければならない。

第 5 章 ハナテン AA 検査員による検査

（ハナテン AA 検査員による検査）

第 1 条

1　甲は、出品車両について、出品店が出品票に記載した申告内容に基づき出品車両を検査し、甲の定める評価基準により、出品車両を評価する。

2　前項の検査は、評価点の設定を目的としており、出品車両の品質を保証するものではない。

3　本章本条第 1 項に基づく検査は、甲の検査基準を満たし、認定を受けた者（以下「ハナテン AA 検査員」という。）が行う。

（検査結果の責任）

第 2 条

1　前条第 1 項に基づく検査の内容に誤りがあった場合であっても、甲及びハナテン AA 検査員は、当該記載の誤りにより会員に生じた損害を賠償する責任を負わない。

2　前条第 1 項に基づく検査の内容に誤りがあった場合であっても、出品店は、前条第 1 項に基づいてハナテン AA 検査員が検査を行ったことを理由として、自己の責任を免れることはできない。

（評価基準）

第 3 条　本章第 1 条第 1 項にいう評価基準は下記のとおりとする。

■評価点及び評価基準表

評価点	走行距離	内外装の程度	その他
S	1 万 km まで	内外装ともに無傷、無加修のもの	初度登録 12 ヶ月以内
6	3 万 km まで	内外装ともに無傷、無加修のもの	初度登録 36 ヶ月以内
5	5 万 km まで	目立たない傷、凹みはあるものの、内外装ともほとんど加修の必要がないもの	
4.5	10 万 km まで	目立たない傷、凹み、補修歴はあるものの、内外装ともほとんど加修の必要がないもの	
4	15 万 km まで	傷、凹み、補修歴はあるものの、内外装とも大きな加修の必要がないもの	
3.5		傷、凹み、補修歴があり、内外装とも多少加修の必要があるもの	
3		傷、凹み、補修歴があり、内外装とも加修の必要があるもの。機関、機構等に不具合が大きいもの	
2		粗悪車、機関系に問題があるもの	
1		冠水車、消火器散布車、接合車	
RA		骨格部位の交換歴が無く、特定の骨格損傷による修復歴車に該当するが、その中でも軽微なもの	
R		修復歴車	
改		改造車、その他会場が判断したもの	
現		事故現状車、不動車、その他会場が判断したもの	

※その他会場判断による（日本オートオークション協議会基準に準ずる。）

（品質基準）

第 4 条

1　前条の修復歴車とは、以下の各号に該当する車両とする。

①　フレームが破損したものまたは交換･修正したものまたは交換･修正を要するもの

②　フロントピラー、センターピラーが破損したものまたは交換･修正したものまたは交換･修正を要するもの

③　インナーフェンダーが破損したものまたは交換･修正したものまたは交換･修正を要するもの

④　ルーフが破損したものまたは交換･修正したものまたは交換･修正を要するもの

⑤　フロア、トランクフロアが破損したものまたは交換･修正したものまたは交換･修正を要するもの

⑥　下廻りのフロアサイドメンバー、フロアクロスメンバー、フロア、トランクフロアの突き上げを原因として破損したものまたは交換･修正したものまたは交換･修正を要するもの

⑦　その他甲の判断によるもの（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）

2　前条の粗悪車とは、以下の各号に該当する車両とする。

①　腐食のひどいもの

②　トラック、ダンプ等のセットバックまたは荷台の粗悪なもの

③　ライトバン等の荷台の腐食、凹等の状態の悪いもの

④　内装の汚れ、破れ等がひどいもの

⑤　外装がひどく、外見上悪いもの

⑥　機関、機構等、走行機能の劣悪なもの

⑦　その他甲の判断によるもの（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）

3　前条の改造車とは、以下の各号に該当する車両とする。

①　エンジン内部の改造、規格外エンジン乗せ替え及びターボ等の部品を取り付けた車両

②　ミッション乗せ替え（AT⇔MT）、ハイドロ装着、ボディーリフトアップ車

③　その他甲の判断によるもの

4　前条の冠水車とは、以下の各号に該当する車両とする。

①　ディーラーまたはメーカーにより、保証書または点検記録簿等で明確に記載されているもの

②　その他甲の判断によるもの（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）

5　前条の接合車とは、以下の各号に該当する車両とする。

①　2 台以上の車両を接合して作られた車両

②　その他甲の判断によるもの（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）

6　走行不明車（日本オートオークション協議会基準を参考にする。）とは、走行距離が不明の車両、オドメーター（積算計）を交換した車両、表示不良で確実な走行臣巨離が明確に表示されない車両、メーカー純正品以外のメーター等が取り付けられた車両、その他メーターからのみでは実走行距離が正確に判断できない車両とする。なお、（＊）はメーター改ざん車を、(#) はメーター不明車を、（$）は甲所定の書類を充足したメーター交換車を示すものとする。

（みなしメーター改ざん車）

第 5 条　甲は、出品車両について、当該車両のスピードメーターの取付状態から実走行距離が表示されていないと判断した場合は、当該車両を出品した会員の了解なしにメーター改ざん車とすることができる。但し、当該会員がメーター改ざん車ではないことを、証明した場合はこの限りではない。

（検査結果の尊重、維持）

第 6 条

1　甲の検査員が行った検査結果及び評価点は、甲の検査員以外において訂正、削除することができない。

2　甲は、前項の規定に反して出品票の記載事項を訂正、削除した会員に対し、第 8 章第 2 条第 1 項の処分を行う。

第 6 章 セリ手続等

（セリの運営）

第 1 条

1　セリはコンピューターシステムで甲独自の運営方法で行う。

2　会員は、ハナテン AA において応札する場合には、十分な下見を行ってから応札するものとし、各外部端末等から応札する場合も甲の行う下見サービス等を利用し車両の現状の確認を行った上で応札するものとする。

（セリの基本的な手続）

第 2 条

1　セリの進行は、甲が定めるコンダクターにより行う。

2　コンダクターは、原則として、出品店が出品票に記載しているスタート価格からセリを開始する。但し、コンダクターにおいて、スタート価格からセリを開始することで-ナテン AA の円滑な運営に支障が出ると判断した場合には、コンダクターは、出品店の許可なくスタート価格を無条件に変更できる。

（コンダクターの権限）

第 3 条

1　コンダクターは、最高応札額と調整価格の差が 1 万 5000 円以内の場合に限り、最高応札額で出品車両が落札されたものとすることができる。

2　コンダクターは、最高応札額と希望価格の差が 3 万 5000 円以内の場合に限り、最高応札額で出品車両が落札されたものとすることができる。

3　出品店が調整価格と希望価格の双方を定めている場合には、本章本条前 2 項のうち、第 1 項の規定を優先して適用するものとする。

4　出品店が調整価格及び希望価格を申告する方法は、出品票に記入する方法、セリ開始 2 時間前までに甲に電話で申告する方法及び出品車両のセリ時に調整室のコンダクター-申告する方法のいずれかとする。

（商談）

第 4 条

1　出品車両が落札されなかった場合に当該車両を購入したい会員（以下「商談希望会員」という。）がいる場合は、甲は、売買の仲介をするものとする（以下「商談」という。）。

2　前項の場合において、商談希望会員は、甲に対し、当該車両の最終応札価格に 3 万円を上乗せした価格（1 万円未満の端数は切り捨て）以上の金額をつけて購入申し込みをしなければならない。但し、最終応札価格が 10 万円未満の場合については、最終応札価格に 1 万円を上乗せした価格以上の金額で購入申し込みができる。また、応札のない場合はスタート価格に 3 万円を上乗せした価格以上の金額で購入申し込みができる。

3　商談希望会員は、本章本条第 1 項の申込時には、甲に対し、ID カードを提示した上で、出品番号、会員番号を申し出なければならない。

4　本章本条第 1 項の申込が複数ある場合で、申込者の一人が最終応札者であり、かつ、最終応札者がセリ終了後 5 分以内に甲に対して本章本条第 1 項の申込みをした場合には、甲は、最終応札者を優先して商談する。その余の場合は、甲の判断によるものとし、会員は、この判断に従わなければならない。

5　本章本条第 1 項の申込後、30 分以内に商談が成立しない場合、甲の判断により、商談を中止することができる。

6　会員は、落札されなかった車両の最終応札価格、他の会員による商談希望の有無については、下見検索システムを利用して調査するものとする。

7　第 2 項の規定に基づく商談希望会員による購入申し込みの効力は、出品店が当該申込みに対する初回の回答をするまでとする。

8　出品店が、前項に定める初回の回答において商談希望会員による購入申し込みを承諾しなかった場合、以降の交渉については、甲の商談のもとで行うものとする。この場合、商談希望会員は、出品店から、当初の本章本条第 2 項の額で購入希望での商談を打診されたとしても拒否をすることができる。

9　本章本条第 1 項の申込みは、全セリ終了後 10 分以内にしなければならない。

10　以下各号に該当する商談の申込みは、甲において、受付しないものとする。

①　電話、FAX による商談の申込み（但し、甲が認めたものは除く。）

②　末セリ車両、または既にハナテン AA 会場から搬出されている車両についての商談の申込み

③　キャンセル車両についての商談の申込み

④　出品店からの商談の申込み

⑤　本章本条第 2 項に定める価格以下での商談申込み

（当日キャンセル）

第 5 条

1　出品店または落札店は、違約金を支払うことにより、相手方の同意なく、成約車両においてオークション等取引を一方的にキャンセルすることができる（以下「当日キャンセル」という。）。

2　前項の当日キャンセルを行おうとする場合、当日キャンセルを希望する出品店または落札店は、落札後 2 時間を経過する時間と当日の全セリ終了から 1 時間を経過する時間のうち早く到来する時間までの間に、甲に対し、当日キャンセルを希望する旨を申告しなければならない。

3　前項の場合、当日キャンセル希望者は、甲に対して 7 万円（但し、税抜落札金額が 250 万円以上の場合は、税抜落札金額の 2%に 2 万円を加算した額）を支払う。甲は、上記金額を当日キャンセル希望者から交付を受けた後、5 万円（但し、税抜落札金額が 250 万円以上の場合は、税抜落札金額の 2%の額）を相手方である会員に支払う。

4　前条に定める商談が成立した車両については、本章本条第 1 項に定める当日キャンセルをすることはできない。

第 7 章 落札後の手続等

（落札店と甲の代金決済）

第 1 条

1　落札店は、次項以下に定める方法により落札車両の代金、自動車税預かり金、諸手数料、消費税等（以下「落札代金等」という。）を支払わなければならない。このことは、クレームに基づくキャンセルまたは値引きが予想される等、甲から落札店への落札代金等の返金が行われる可能性がある場合であっても同様とする。

2　落札店は、出品車両を落札した場合、落札代金等を、ハナテン AA 当日から数えて 1 週間（ハナテン AA が木曜に開催された場合は翌週の水曜日）以内に、甲の銀行口座へ銀行振込で支払わなければならない。振込手数料は落札店の負担とする。但し、落札店は、月曜日から土曜日までの午前 9 時から午後 5 時までの間に限り、ハナテン AA 会場において、甲に対して、落札代金等を現金で支払うことができる。

3　甲の当該会員に対する出品車両代金支払債務と当該会員の甲に対する落札代金支払債務が存在する場合には、両債務を対当額において相殺の上、残額について、甲または当該会員が、他の当事者に対して支払うものとする。

4　甲において所定の期日までに会員による落札代金の入金が確認できない場合には、甲は、当該会員が出品している他の車両及び落札車両を任意の方法により処分し、落札代金に充当することができる。

この場合、甲は、当該会員の承諾なしに、当該会員が出品している他の車両及び落札車両を搬出・搬入できるものとする。

5　甲において所定の期日までに会員による落札代金の入金が確認できない場合には、会員が所定の期日後に全額の入金を行ったとしても、甲は、当該会員に対し、第 8 章第 2 条第 1 項に定める処分を行うことができる。

（出品店と甲の代金決裁）

第 2 条

1　出品車両が落札された場合、出品店への代金の支払は、次項以下に定める方法による。

2　甲は、出品店より、出品車両に関する譲渡書類の交付を受けた目を起算日として、翌々銀行営業日までに、出品店に対して、落札代金から出品手数料、成約料その他の手数料を差し引いた上で、銀行振り込みの方法により支払う。

3　当該オークション開催日において出品店における出品車両が複数成約された場合、成約されたすべての車両についての譲渡書類が出品店からハナテン AA に到着した後、甲は、翌々銀行営業日までに、出品店に対し、第 2 項に定める金員を銀行振込にて支払うものとし、全ての成約車両についての譲渡書類がハナテン AA に到着するまでは、甲は、出品店に対し、既に譲渡書類がハナテン AA に交付済みであるものも含め、全ての成約車両の代金の支払いを拒むことができる。

4　前項の定めにかかわらず、出品店は、同一開催日において成約された出品車両が複数ある場合において、全ての成約車両の譲渡書類をハナテン AA へ送付していなくとも、1 回に限り、すでに譲渡書類をハナテン AA に送付している車両に関してのみ、代金を受け取ることができる（以下「車両

代特別支払システム」という。）。

5　出品店において、前項の車両代特別支払システムの利用を希望する場合は、甲に対し、その旨を所定の用紙に記入するものとする。

6　出品店は、車両代特別支払システムを利用した場合であっても、未だ譲渡書類がハナテン AA に送付されていない車両については、本章第 6 条第 1 項の規定とおり、翌週金曜日午後 5 時までに譲渡書類をハナテン AA へ到着するように送付しなければならない。出品店がこの義務を履行しない場合または履行を遅滞した場合には、出品店は、成約した日より半年間、車両代特別支払システムを利用することができない。

（自動車税）

第 3 条　自動車検査証の有効期間が残存している出品車両及び抹消登録がされていない車両（以下「検査付出品車両」という。）が落札された場合の自動車税の取扱いは次のとおりとする。

①　自動車税は、オークション開催日の当月分までは車両を出品した会員の負担とし、翌月以降は落札した会員の負担とする。

②　落札した会員は、甲に対し、オークション開催日の翌月分より年度末（3 月末）までの分の自動車税相当額を預けなければならない。

③　前号の場合、甲は、原則として、落札した会員から、名義変更完了後の自動車検査証の写し（以下「名変コピー」という。）の送付を受けた月の月末に自動車税預かり金を集計し、翌月初めに計算書に基づいて出品店-返金する。抹消登録がされている車両の自動車税預かり金がある場合は、甲は当該自動車税預かり金を落札店-返金する。

④　落札車両を出品した会員は、出品車両成約時に自動車税を完納していない場合、速やかに納付し、継続検査が受けられる状態にしておかなければならない。未納により延滞金が発生した場合は当該会員の負担とする。

⑤　自動車税に関わる法律等の変更により、自動車税額が変動した場合、甲は、出品店及び落札店に対し、自動車税につき再度清算をおこなうものとする。

（落札車両代金等不払いの場合の措置）

第 4 条　落札店が本章第 1 条の規定に反して車両代金（キャンセル車両分を含む。）を支払わない場合は、甲は第 8 章第 2 条第 1 項に定める処分のほか、次のような措置をとることができる。

①　甲は、落札店の承諾なしに当該車両の名義を甲へ移転することができる。この場合、名義移転に係る費用、自動車税その他の費用は、落札店の負担とする。

②　落札店が、甲の催告した期限までに当該落札車両代金等を支払わない場合には、甲は、前号にて甲に名義移転した当該車両をハナテン AA ほか各オークション会場に出品して売却し、売却した代金をもって未払の落札車両代金等に充当することができる。この場合、売却した車両の代金を充当しても、未払の落札車両代金等及び遅延損害金に発たない場合は、落札店は、甲が指定した期日までに残額を支払わなければならない。

（成約後の出品店の義務等）

第 5 条

1　出品店は、出品車両成約後、翌週金曜日午後 5 時までに、ハナテン AA に対し、譲渡書類を交付しなければならない。甲は、出品店より譲渡書類の交付を受けた場合で、かつ、落札店より落札代金の支払いを受けた場合には、譲渡書類を落札店に交付するものとする。

2　出品店は、第 4 章第 1 条⑤の附属品をハナテン AA に速やかに送付しなければならない（送料は出品店の負担とする。）。

3　出品店は、第 4 章第 1 条⑥の車輌の部品を落札店へ速やかに送付しなければならない（送料は出品店の負担とする。）。

（落札店の義務）

第 6 条　落札店は、出品車両を落札した場合は、本規定のその他の規定に定めるほか、以下の義務を負う。

①　落札車両の譲渡書類がハナテン AA から落札店に到着した場合には、落札店は、直ちに、車体番号及び譲渡書類の内容等を確認するものとする。確認の結果疑義が生じた場合には、本規程に則り期限内に速やかに甲-申告するものとする。

②　落札車両が検査付車両である場合には、指定した期日までに名義変更、または抹消登録を確実に行うものとする。

③　落札店は、名義変更完了前に落札車両を自ら走行使用し、または第三者に走行させ、出品店に駐車違反、スピード違反、その他車両放置など警察から旧名義人-の呼び出し、問い合わせ等の負担が発生するような行為をしてはならない。落札店がこの義務に違反し出品店に対して負担が発生した場合には、落札店は、甲に対し、3 万円（ユーザーコーナー出品車両については 5 万円）及び甲が認めた実費を支払わなければならない。

第 8 章 処分

（処分の対象）

第 1 条

1　甲は、会員が次のいずれかに該当する場合、会員に対して、次条第 1 項に定める処分を行うことができる。

①　他より差押え･仮差押え･仮処分の申し立てを受けたとき、または会社更正手続きの申し立て、破産もしくは民事再生、特別清算等の申し立てがあったとき

② 手形小切手の不渡りを出したとき

③ 甲またはハナテン AA の社会自切言用を損ねる行為があったと甲が認めたとき

④ 甲に対して訴訟を提起し、敗訴したとき

2　会員は、以下の各号に定める行為を行ってはならない。会員が以下の各号に定める行為を行った場合、甲は、会員に対して、次条第 1 項に定める処分を行うことができる。

①　甲が認めた者以外を会場内に同伴する行為

②　会場内での放歌高吟、暴言暴行等市場秩序を乱す行為及び品位を損なう行為

③　事務局、調整室等への許可なき立ち入り

④　セリ前の直接商談及びセリ後の直接商談

⑤　名義貸し、ポスカード及び ID カードの貸与、オークション等取引に関する代行の行為

⑥　出品車両につき出品店が自らセリに参加する行為、またはそれに類似する行為

⑦　出品車両及び落札車両に関する情報を聞き出す目的で甲以外の者に連絡をとる行為

⑧　ハナテン AA において市場内における相場価格の著しい操作であると判断される行為

⑨　本規定に違反する行為

（処分の内容）

第 2 条

1　会員が前条に該当する行為を行った場合、甲は、会員に対し、以下の各号に定める処分を行うことができる。この場合、甲は、会員に対し、以下の処分のうち複数の処分を同時に行うこともできる。

①　与信枠の引き下げ及び出品･落札条件の変更

②　オークション情報等の配信停止

③　甲が別途定める違約金の支払い

④　オークション等取引参加資格の停止

⑤　除名処分

2　甲は、会員に対して、前項の処分とともに、または処分に替えて始末書を徴求することができる。

3　除名処分の場合、甲は、除名された会員に対して、保証金を返還しない。

4　会員は、甲の行った本章本条第 1 項の処分に対して、従わなければならない。

5　甲が除名処分をとったときは、会員は直ちにその資格を喪失する。

6　甲は、除名処分をとったときは、ハナテン AA の提携、関係する各会場、参加団体に対して、除名処分に関する情報を当該会員の承諾なしに提供することができる。

第 9 章 任意退会

（任意解約）

第 1 条　会員は、自由にハナテン AA の会員を脱退することができる。

（解約手続）

第 2 条　会員が前条の規定に基づきハナテン AA の会員を脱退する場合の解約の手続き及び保証金取扱いは以下のとおりとする。

① 会員は、ポスカード及び ID カードを速やかに甲へ返却し、所定の退会申請書他必要書類を甲提出する。

② 甲は、会員が前号の手続を完了した後、会員に対し、第 2 章第 5 条に基づいて清算後の保証金の残額を振込にて返金する（振込手数料は甲の負担とする。）。

③ 会員において、甲に対して債務を負担しており、当該債務と保証金を相殺した後においても、なお、甲に対して支払うべき債務が存在する場合、会員は、甲に対して、甲の指定した期日までに不足額を振り込みによる方法により支払わなければならない（振込手数料は会員の負担とする。）。

④ 会員が、本規定により才是出しなければならない書類を甲に交付していない場合には、甲は、それらの書類の交付を受けるまで、清算後の保証金の残額の返還を拒むことができる。

第 10 章 クレーム

（総則）

第 1 条

1　オークション等取引において、出品店と落札店との間で紛争が発生した際には、双方が、本章に基づき誠実に協力することにより解決にあたるものとする。

2　紛争の解決にあたっては、甲が仲介し、本章に定められた範囲により調停を図るものとする。

3　甲において、前項に基づく調停によっても紛争の解決が見込めないと判断した場合、甲が裁定を行う。

4　甲は、裁定として、値引き、部品供給、オークション等取引のキャンセルその他の決定を行うことができる。

5　出品店、落札店とも、前項に基づく甲の裁定に従うものとし、異議を申し立てない。

（クレーム受付の方法）

第 2 条

1　落札店は、クレームの申し立てをする場合は、甲に対し、クレームの申請を行わなければならない。

2　甲は、落札店の前項の申し立てを受けた場合には、出品店に連絡し、クレームの内容を連絡する。

3　クレームの受付がクレーム受付期限までに間に合わなかった場合、甲は、落札店のクレームを受付せず、本章に基づく紛争の仲介、調停及び裁定を行わない。

（クレーム受付期限）

第 3 条

1　クレーム受付期限は、クレームが問題となっている車両（以下「クレーム車両」という。）が落札された日を起算日として 1 週間後の正午（翌週水曜日正午）までとする。

2　前項の規定にかかわらず、年式・グレード等が記載された譲渡書類の確認後でなければクレーム対象事項を覚知することができない場合には、当該譲渡書額を甲が発送した日から数えて、10 日後の午後 5 時をクレーム受付期限とする。後日到着した部品がないと確認が出来ないものの期限、欠品についても同期限とする。

3　保証書及び第 4 章第 1 条笠の部品の未着に関するクレーム受付期限は、甲の譲渡書類発送日から数えて 10 日後の午後 5 時とする。

4　その他のクレーム受付期限は、甲において別途定める「クレーム期間一覧」のとおりとする。クレーム期間一覧に記載のないものについては、甲において別途判断するものとする。

5　クレーム受付期限の延長は、行わない。

（クレーム受付の回数）

第 4 条　クレームの受付は、甲が認めた場合を除き、落札車両 1 台につき 1 回のみとする。但し、1 度クレームを受け付けた場合であっても、新規のクレームの受付期間が、甲において別途定める「クレーム期間一覧」記載のクレーム期間に照らし、従前のクレームにおける受付期間より長い場合

で、かつ新規のクレームにつき受付期限内であれば、クレームの受付を行う。

（クレーム受付後の処理）

第5条

1　クレームは部品供給、部品供給に相応する価格値引きをもって解決することを基本とするが、場合によっては、甲の判断によってキャンセルにより解決することもできる。

2　クレームの内容がメーカー保証にて対応出来る場合は、メーカー保証にて処理するものとする。但し、メーカー保証を受けることができる状態にするために点検整備費用等の費用を要する場合、出品店は当該費用を負担するものとする。

（事実の確認）

第6条　甲は、クレームの処理を公正･迅速に行うために事実の確認を、次のいずれかの方法で行うことができる。この場合、事実の確認に要した費用は、クレームが事実であった場合は、出品店の負担とし、事実でなかった場合は、落札店の負担とする。但し、見積もり等に掛かる費用は落札店の負担とするものとする。

①　甲の検査員及び代理人による確認

②　ハナテンAAに車両を引き取っての現車確認

③　その他の方法による確認

（クレーム対象事項）

第7条　クレーム対象とできる事項は以下の各号の事由に限られる。但し、以下の各号に定める事由が部品において生じた場合には、当該部品が純正部品である場合に限りクレーム対象とする。

①　骨格部位の損傷により評価点が著しく低下する車両

②　事故修復歴の発覚した車両

③　エンジン本体、ミッション本体及びデフ本体に不具合のある車両

④　ルーフ交換及びフレーム交換等が判明した車両

⑤　出品制限車両であることが判明した車両

⑥　パワーウィンドウ、パワーミラー、オーディオ、マフラー、触媒、ショックアブソーバー（特殊サスペンション、特殊ショックアブソーバーは除く。）の不良。但し、登録3年未満で走行距離3万キロ未満の車両に限る。

⑦　エアコン、ダイナモ、サンルーフ、パワーシート、セルモーター、電動カーテン、特殊サスペンション、ナビゲーション本体の不良が判明した車両。但し、登録5年未満で走行距離6万キロ未満の車両に限る。

⑧　標準装備品の欠品、不良。但し、主要部品単体の価格が2万円以下の場合を除く。

⑨　レスオプション車両で、レス部品が出品要に表示されていなかった場合

⑩　出品票と現車との間の内外装（ガラス含む。）の顕著な相違。但し、全セリ終了後1時間以内に、甲において当該顕著な相違を認識した場合に限る。

⑪　外装における色違い。但し、甲において、出品票のカラーナンバーと実際の車両の外装色が異なると認識した場合に限る。

⑫　メーカー出荷時の乗車定員と自動車検査証の乗車定員が異なる場合で、かつ出品票の乗車定員欄が未記入の場合

⑬　出品票に記入している年式とモデルが違う場合

⑭　自家用･リース車両以外の車両（レンタカー･事業用等の車両。出品票に未記入の場合は自家用とみなす。）で、出品票に車歴表示がされていない場合

⑮　ドア（枚数）及び形状が出品票と異なる車両

⑱　出品票に記載されていた装備品（純正でないものも含む。）に欠品、不具合が存在する車両

⑰　自動車検査証の有効期限の相違。なお、この場合は、まず値引きで対応するものとし、値引き額は以下のとおりとする。但し、残車検期間が 6 ケ月に満たない場合及び残車検期間が 6 ケ月以上異なる場合には、本章第 10 条のキャンセルにより解決するものとする。

イ　軽自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ケ月 3 千円

ロ　小型車、小型貨物車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ケ月 5 千円

ハ　普通車（3 ナンバー）、貨物車･大型車・・・・・・・・・・・・・・1 ケ月 8 千円

⑱　保証書の欠品。なお、この場合は、まず値引きで対応するものとし、値引き額は以下のとおりとする。

イ　保証期限内の車両

値引き幅は落札金額の 3%を基準とし、甲において、3 万円から 10 万円の間で解決額を決定する。甲においてキャンセルにより解決することもできる。

ロ　保証期限切れの車両

値引き幅は落札金額の 3%を基準とし、甲において 1 万円から 5 万円の間で解決額を決定する。落札金額 20 万円以上の場合は、甲においてキャンセルにより解決することもできる。

ハ　取扱説明書がない場合

一律 2 千円（外車等、例外あり）

⑲　ユーザーコーナー該当車両として出品されたにもかかわらずユーザーコーナー車両としての条件を満たしていなかった車両。なお、この場合、5 万円の値引きを基準とする。その後キャンセル対象とすることもできる。

⑳　出品票のグレード欄･セールスポイント欄･注意事項欄に記載された事項につき現車と齟齬（欠品、不具合等）が存在する車両

㉑　出品票に正しく記載すべき事項が記載されていない場合及び誤解を招くような不適切な記載が存在すると甲において判断した車両

㉒　その他甲においてクレーム対象事項と定めた事項に該当する車両

（クレーム対象外）

第 8 条　以下の各号に定める場合は、クレームの対象としない。但し、甲がクレームの対象として認めた場合は、この限りではない。

①　クレーム申立て前または申立て中に、第三者にクレームの対象となる車両を転売したとき（ハナテン AA その他のオークション会場での成約も含む。）はクレーム対象としない。

②　クレーム申し立て前または申し立て中に、クレームの対象とする車両につき修理、改造または名義変更、抹消登録をしたときはクレーム対象としない。

③　クレームを部品交換で解決できる場合で部品代の単体価格が 2 万円以下となる場合は、クレーム対象としない。但し、出品要の記載ミスが存在する場合は除く。

④　落札金額が 20 万円以下の車両は、クレーム対象としない。但し、出品制限車両や出品票の記

載ミスが存在する場合は除く。

⑤　初年度登録年より 10 年以上経過した車両は、クレーム対象としない。但し、以下のいずれかの事由が存在する場合は除く。

イ　落札価格 50 万円以上で落札された車両で、かつ、エンジン本体･ミッション本体に不具合が存在する場合、事故歴につき出品票と異なる事実があった場合、溶接パネルの交換、骨格部位の損傷に関して評価点が著しく低い評価を受けることとなった場合のいずれかの場合

ロ　出品制限車両である場合

ハ　出品票に記載ミスが存在する場合

二　甲が認めた場合

⑥　事故修復歴車は基本的にはノークレームですが、エンジン、ミッション、デフの本体は受付とする。また、ルーフ交換、フレーム交換等、重大事故判明時は事故車でもクレームは受付とします。（出品制限車やリスト記入ミス等もクレーム対象とする）

⑦　外車は、クレーム対象としない。但し、以下のいずれかの事由が存在する場合は除く。

イ　エンジン本体･ミッション本体･デフ本体のいずれかに不具合が存在する場合、溶接パネル（リアフェンダー、コアサポート、ステップ等）の交換歴がある場合及び事故修復歴がある場合

ロ　出品制限車両である場合

ハ　甲においてクレーム対象にすることが相当であると判断した場合

二　出品票に記載ミスが存在する場合

ホ　甲が認めた場合

⑧　純正品以外の部品の不具合は、クレーム対象としない。但し、出品票に記入した装備品（社外品含む。）の不具合や欠品はクレームの対象とする。

⑨　外装（ガラス含む。）の傷、-コミ、損傷はクレーム対象としない。

⑩　出品車両に付随されて落札されたもの（ジェットスキー、ボート、単車等）の欠品及び不具合はクレーム対象としない。

⑪　落札後、日本国外に輸出（日本の貨物等を外国に向けて送り出すこと）された車両は、クレーム対象としない。

⑫　標準部品以外の、TV、オーディオ、エアサスキット等は、クレーム対象としない。但し、出品票に記入した装備品（メーカー純正品以外のものも含む。）の不具合や欠品はクレームの対象とする。

⑬　事故現状車及び冠水車両は、クレーム対象としない。但し、出品要の記入事項の記載ミス等、出品票と現車において相違が存在する場合は除く。

⑭　走行距離が 10 万キロ以上の車両は、クレーム対象としない。但し、以下のいずれかの事由が存在する場合は除く。

イ 事故の有無、溶接パネルの交換、骨格部位に関しての評価点が著しく低く評価された車両

ロ 落札金額 50 万円以上で、エンジン本体またはミッション本体に関する不具合を対象とするもの

ハ 出品制限車両である場合

二 出品要の記載ミスが存在する場合

ホ 甲が認めた場合

⑮　第 6 章第 4 条の商談成立車両に関する不具合等は、クレーム対象としない。但し、以下のいずれかの事由が存在する場合は除く。

イ エンジン本体･ミッション本体･デフ本体のいずれかに関する不具合、事故の有無、溶接パネルの交換、骨格部位に関しての評価点が著しく低く評価された車両

ロ　出品制限車両である場合

ハ　出品票の記載ミスが存在する場合

二　甲が認めた場合

⑯　クレーン、ダンプ等の機能の不具合は、クレーム対象としない。但し、出品票に記入した装備品（メーカー純正品以外のものも含む。）の不具合、欠品はクレームの対象とする。

（虚偽のクレーム申告）

第 9 条　会員において、故意に虚偽のクレームを申告した場合には、甲は、当該会員からの今後のクレームを受け付けないことができる。この場合、甲は、会員に対し、第 8 章第 2 条第 1 項に定める処分を行うことができる。

（調停･裁定によらないキャンセル）

第 10 条　第 6 章第 5 条の当日キャンセルの場合のほか、以下の各号の場合で、かつ、甲においてクレームが受け付けられた場合には、落札店は、調停･裁定によらずとも、落札をキャンセルすることができる。

①　消火器散布車両については、事由の如何を問わず、落札日から数えて 1 か月後の正午までにクレームの受付がされた場合には、キャンセルすることができる。但し、この場合、出品店は、甲に対し、違約金 4 万円及び陸送費を支払うものとし、甲は、落札店に対して 2 万円及び陸送費を支払う。落札店において、落札以降に修理･改造等を行った場合は、当該費用は落札店の負担とする。

②　オドメーター（積算計）に不具合が生じる車両については、落札目から数えて 1 週間後の正午まで（翌水曜日の正午まで）にクレームの受付がされた場合には、キャンセルすることができる。

この場合、出品店は、甲に対し、キャンセル手数料及び陸送費を支払うものとし、甲は、落札店に対して、出品店から支払われた陸送費を支払うものとする。

③　検査付車両として出品されているにもかかわらず、車両にナンバープレートまたは封印が存在しない場合で、かつ、落札店から全セリ終了後 1 時間以内に申告があった場合には、キャンセルすることができる。ただし、当該車両が会場から搬出された後についてはキャンセルすることができない。

④　ユーザーコーナー出品の条件を充たさずにユーザーコーナー該当車両として出品された車両については、落札目から数えて 1 週間後の正午まで（翌水曜日の正午まで）にクレームの受付がされた場合には、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、違約金として 7 万円及び陸送費を支払う。甲は、出品店より 7 万円及び陸送費の支払を受けた後、落札店に対して 5 万円及び陸送費を支払う。

⑤　年式、車歴について出品票と異なる車両については、当該譲渡書類を甲が発送した日から数えて 10 日後の午後 5 時までにクレーム受付がされた場合には、キャンセルすることができる。この場合において、落札店がすでに転売をしている場合であっても、当該転売に係る費用及

び利益等を甲または出品店に請求することはできない。

⑥　出品店が落札日から数えて 30 日以上経過しても、甲に対して譲渡書類を交付しない場合、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、違約金 10 万円、キャンセル手数料、陸送費及び落札店における損害額（但し、転売利益は含まない。）を支払わなければならない。甲は、出品店より上記の金額を受け取った場合には、落札店に対し、10 万円、陸送費及び落札店における損害額（但し、転売利益は含まない。）を支払う。

⑦　出品店が、譲渡書類の全部または一部について、オークション等取引の開催日から 30 日（4 週後の金曜日）を超えても甲に交付しない場合、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、10 万円に出品手数料、成約手数料及び実費を加算した金員を支払わなければならない。甲は、10 万円と実費及び落札手数料を加算した金員を落札店へ支払うものとする。名義変更中等の理由によりプレート後日渡しとなっている場合で、かつ、プレートの到着が出品店の発送忘れ等出品店の責めに帰すべき事由により遅れた場合も同様とする。

第 11 章　名義変更等

（書類の完備）

第 1 条

1　出品店は、譲渡書類については、オークション開催日の翌月末迄有効であるものを揃えなければならない。但し、出品リストに書類の有効期限を記入しているものについては、上記の限りではない。その場合、オークション開催日の翌日を起算日として 21 日以上の有効期間があるものでなければならない。

2　オークション開催月の翌月末までに車検有効期限の満了日が到来する検査付車両として出品し、当該車両が落札された場合は、出品店は、継続検査用納税証明をハナテン AA に交付しなければならない。

3　オークション開催日の同年度末に車検の有効期限の満了目が到来する車両で前項に該当しない車両の出品店は、甲の請求がある場合には、継続検査用納税証明をハナテン AA に交付するものとする。

その場合、出品店は、甲が請求を行った日から数えて 10 日以内に、当該書面をハナテン AA-送付する。仮に、甲の請求にも関わらず、上記書面が 10 日以内に到着しない場合は、出品店は、甲に対し、違約金として 1 万円を支払うものとする。この場合、甲は、出品店より上記違約金を受け取った後、落札店に対し、同額を支払うものとする。なお、落札店からの継続検査用納税証明の請求は、車検有効期限帯了日の前月以降に受け付けるものとする。

4　出品店は、ハナテン AA に対し、検査のない車両の譲渡書類については、抹消謄本（登録事項等通知書等）を提出しなければならない。

5　甲は、法人名義の自動車損害賠償責任保険の譲渡証を必要に応じて出品店に請求することができる。

その場合、出品店は速やかに手配して、ハナテン AA まで送付しなければならない。

6　他府県登録のみ有効とする旨の委任状は、受け入れしない。

（書類受付時間について）

第 2 条

1　出品店が前条の書額をハナテン AA に交付できる時間は、営業日の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。但し、セリ開催日については、全セリ終了時間が午後 5 時を越える場合は、全てのセリ終了後 1 時間までとする。

2　甲が、午後 5 時以降に前条の譲渡書類の交付を受けた場合、翌営業日に受領した扱いとする。

（抵当権設定車等の場合において）

第 3 条　落札後に抵当権設定車であることまたは当該車両について差押え等の事実が判明した場合で、落札店がキャンセルを希望しない場合には、出品店は、出品店の責任でもって優先的に抵当権または差押え解除の処理を行わなければならない。

（書類遅延に関する違約金）

第 4 条

1　出品店は、ハナテン AA に対し交付すべき譲渡書類の全部または一部について期限を過ぎても交付しない場合（ナンバープレートの外し忘れにより抹消登録がされていない譲渡書類や有効期限が短いため差し替えを要する等、書類に不備があり追完されない場合も含む。）、甲に対し、以下の違約金を支払う。各号の定める日数の起算日は当該車両が成約したオークション開催日とする。

①　9 日目までに譲渡書類がハナテン AA に交付された場合 0 円

②　10 日目以降 12 日目までに譲渡書類がハナテン AA に交付された場合 1 万円

③　13 日目以降 29 日目までに譲渡書類がハナテン AA に交付された場合

1 万円に 13 日以後 1 日 2 千円を加算した額（土曜日、日曜日、祭日も加算の対象とする。）

④　30 日目以降に譲渡書類がハナテン AA に交付された場合 10 万円

2　名義変更中等の理由によりプレート後日渡しとなっている場合で、かつ、プレートの到着が出品店の発送忘れ等出品店の責めに帰すべき事由により遅れた場合は、前項の書類遅延違約金に準ずる。但し、前項の各号の日数の起算日は甲から出品店への連絡日とする。

3　甲は、前 2 項の当該金員について支払があった場合、落札店に対し同額を支払うものとする。

（差替えの際の違約金）

第 5 条

1　譲渡書類の有効期限が切れた場合または落札店が書き損じたことにより、出品店において譲渡書類の差替えを行う場合、落札店は、甲に対し、以下の区分に従い違約金を支払わなければならない。

①　ユーザーコーナー以外の区分で出品された車両については 3 万円

但し、ユーザ-名義車両で実費が 3 万円以上かかる場合は甲が相当と認めた実費とする。

②　ユーザーコーナー区分で出品された車両の場合

5 万円に甲が認めた実費を加算した金額

2　書類紛失･盗難による再発行に関して、落札店は、甲に対し、速やかに 10 万円の違約金及び実費を支払わなければならない。

3　甲は、前 2 項の当該金員について支払があった場合、出品店に対し同額を支払うものとする。

（プレート手数料）

第 6 条　検査有効期限のない車両にもかかわらず、落札車両にプレートがついたまま落札店に届いた場合で、かつ、落札店が抹消登録を希望する場合には、出品店は、甲に対し、プレート返還手数料として 5 千円を支払う。

（名義変更届出）

第 7 条

1　落札店は、落札車両の名義変更につき、落札月の翌月末迄に完了した上、名義変更後直ちに名変コピーをハナテン AA に送付しなければならない。

2　落札店は、出品店の希望により翌月末日より早期に名義変更期限が設定された車両（以下「期限付出品車両」という。）を落札した場合に、出品店の申告期限内に名義変更が完了していなければ、本

章第 9 条に定める名義変更遅延違約金を支払わなければならない。

3　落札者から名変コピーがハナテン AA に到着した場合、甲は、落札店との間で、自動車税預り金の清算を行うものとする。落札者は名義変更期限の翌月の 5 日までに名変コピーをハナテン AA に送付しなければならない。なお、落札者がこの期限に遅れたことによって甲または出品店に損害が生じた場合は、落札者は当該損害を賠償しなければならない。

4　落札店は、郵送、または FAX の方法によって名変コピーをハナテン AA に届出するものとする。

5　落札店は、郵送、または FAX にて名変コピーを送付する場合は、甲指定の名変コピー送り状を添えて送付するか、または開催日、開催回次、出品番号を名変コピーに記入して送付しなければならない。なお、FAX にて名変コピーを送付する場合は、落札店は、ハナテン AA に対し、到着の有無を電話にて確認しなければならない。

6　本章本条第 4 項以外の方法による届出のみがなされた場合、甲は、落札店から、名変コピーの届出がなかったものとして扱う。

7　落札店から名変コピーの届出がない場合、甲は、落札店に対しオークション開催日の翌月 20 日頃に「名変お伺い書」、翌々月 3 日頃に「名変督促状」を FAX または、郵送にて送付することができる。

（閲覧手数料）

第 8 条

1　名義変更期限の翌月の 5 日を過ぎても、名変コピーがハナテン AA に届かない場合、甲にて現在登録証明を取得することができる。

2　前項の場合、落札店は、甲に対し、手数料 3 千円を支払わなければならない。また、軽自動車の場合は名義変更保証金相当額の違約金を支払わなければならない。

（名変遅延違約金）

第 9 条

1　落札車両の名義変更が本章に定める期限より遅れた場合には、落札店は、甲に対し、遅延違約金としてユーザーコーナーにて出品された車両の場合は 3 万円を、それ以外のコーナーにて出品された車両の場合は 2 万円を支払わなければならない。但し、遅延の原因及び期間に応じ、甲の判断により遅延違約金の額を個別に変更することができる。

2　軽自動車において名変コピーが入手できないと甲が判断した場合には、落札店は、前項の遅延違約金に加え、さらに 1 万円を甲に支払わなければならない。

3　3 月末日までに名義変更すべき落札車両の名義変更がされなかった場合、前 2 項に加え、落札店は、1 万円を甲に支払わなければならない。

4　甲は、本条第 1 項及び第 3 項の違約金について支払があった場合、出品店に対し同額を支払うものとする。

（各種違約金の清算）

第 10 条

1　落札店は、本規定を熟読の上、各種違約金の金額に違いがあることを理解した上で、ハナテン AA に参加しなければならない。

2　落札店が前月に落札した車両を翌月に名義変更期限を設けて出品する場合で最終落札店が名義変

更を遅延した場合等、同一車両について、落札店が落札車両の出品店として受領する第 9 条の違約金と落札店が出品店へ支払わなければならない違約金に差額が発生する場合は、甲が、違約金の差額を落札店に支払うことはない。

（再精算）

第 11 条　移転登録した日の同年度内に抹消登録をした場合、落札店がハナテン AA に対し、抹消登録日の翌月 5 日までに再清算を希望する旨を記載した抹消登録後の自動車検査証のコピーをハナテン AA に送付し、申告があれば自動車税の計算につき再精算する。但し抹消登録の登録日の翌月 5 日までに申告されない場合はこの限りではない。

（自動車税未納違約金等）

第 12 条

1　同府県内において自動車検査証の名義変更が完了し、出品店への自動車税返金後に自動車税の未納が判明して落札店で継続検査を受けることができなくなった場合、出品店は、甲に対し、自動車税未納違約金として 1 万円を支払わなければならない。この場合、甲は、出品店より上記違約金を受け取った後、落札店に対し、同額を支払うものとする。

2　落札店で軽自動車税の税止め処理を怠り、翌年度に使用者に税請求があった場合には、落札店は、甲に対し、違約金として 1 万円を支払わなければならない。甲は、落札店より上記違約金を受け取った場合は、出品店に対し、同額を支払うものとする。

3　継続検査時に自動車税の未納、滞納があった場合、落札店は、甲の承諾をとった上、未納分を代理して納付することができる。落札店において未納分を代理納付した場合には、出品店は、代理納付額を支払、その他甲の指示に従うものとする。出品店が甲の指示に従わない場合には、甲は、出品店に対し、第 8 章第 2 条第 1 項に定める処分を行うことができる。

（交通違反等による車検拒否について）

第 13 条

1　落札車両について当該オークション等取引での落札前に発生した交通違反等により、落札店において車検の取得ができない場合、出品店は、落札店からその申告があった日から 7 日以内に瑕疵を治癒しなければならない。

2　出品店が前項の期限を遅延したとき、出品店は甲に対して、遅延違約金として 1 万円を支払うものとし、それ以降 7 日遅延するごとに 1 万円を追加して支払うものとする。

3　甲は、前項の違約金について支払があった場合、落札店に同額を支払うものとする。

4　出品店が本章本条第 1 項の申告のあった日から 1 ケ月以内に瑕疵を治癒できない場合は、落札店は、落札車両につきキャンセルすることができる。

別表

契約の解除を伴う重要事項のクレーム

	クレーム内容	受付期間	クレーム処理基準
1	盗難車、差し押さえ、抵当権設定車 車台ナンバー改竄車等、法的問題車	無期限	･ペナルティ　１０万円 ･ＡＡ手数料　２万円 ･陸送費・加修費 ･その他損失利益を除く実費
2	接合車	ＡＡ開催日より ６ヶ月以内	
3	オドメーター改竄車（メーター交換車含む）	ＡＡ開催日より ６ヶ月以内*注１	･ペナルティ　５万円 ･ＡＡ手数料　２万円 ･陸送費・加修費 ･その他損失利益を除く実費
4	冠水車	ＡＡ開催日より ６ヶ月以内	
5	消火器散布車 規格外品エンジン載せ替え 規格外品ミッション載せ替え	ＡＡ開催日より １ヶ月以内	･ペナルティ　２万円 ･ＡＡ手数料　２万円 ･陸送費
6	年式・車歴（レンタ・営業車等）違い 検査の有無	書類発送後 １０日以内	･ペナルティ　２万円 ･ＡＡ手数料　２万円 ･陸送費
7	グレード違い（限定車・記念車・ﾊﾟｯｹｰｼﾞ車含む）	書類発送後 １０日以内	･ＡＡ手数料　２万円 ･陸送費
8	型式違い（型式に「改」がつく場合、車種・ｸﾞﾚｰﾄﾞ・ 排気量が相違する場合） 腐食により車体ナンバーが確認できない車輌 排気量違い（設定がある場合） ８８ﾅﾝﾊﾞｰ未申告・コーションプレート違い	書類発送後 １０日以内	･ＡＡ手数料　１万円 ･陸送費
9	ＰＳ・ＰＷ・ＡＣﾀｰﾎﾞの有無 ｼﾌﾄ・車名・駆動違い等	ＡＡ開催日より ７日目正午まで	･ＡＡ手数料　１万円 ･陸送費
10	修復歴車・改造車・登録遅れ・ﾓﾃﾞﾙ違い 溶接部品の交換・色替 積算計の不良・雹害車	ＡＡ開催日より ７日目正午まで	･ＡＡ手数料　１万円 ･陸送費

*注１　ｵﾄﾞﾒｰﾀｰ交換ｸﾚｰﾑ期日は出品店からの出品申込書に記載のある送付物にて事実が確認できる物は開催日より１ヶ月、社外メーター取り付け（積算距離の変わる物）も同１ヶ月

※上記 3 でハナテンＡＡの判断により冠水の疑いのある車輌、及び同等と見なした場合はノーペナキャンセル扱いとし、加修費等は認めません。

※上記 6.7 で落札した車輌の年式が出品票の年式より高年式又は、上級のグレードで、表示した車輌に対し、何らかの支障が考えられない場合は、ハナテンＡＡの裁定に従って頂きます。

※陸送費、加修費、その他実費はハナテンＡＡの裁定の範囲内とする。

※タイミングベルト交換、オイル交換ステッカーによる走行距離違いのクレームは受け付け致しません。

◎転売後のクレーム　上記 6 はキャンセルのみ受付、転売による費用は認めません。